

# 2年連続のボーナス引き下げ勧告、平均6万2千円の減額!!

## —2021年人事院勧告—

人事院は8月10日、国会と内閣に対し国家公務員の給与改定を勧告しました。春季賃金改定では、ベースアップの実施や高水準の一時金の支給を行なった企業がある一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりベースアップの見送りや一時金の大幅な削減を行なった企業も見られたとのことです。勧告は、官民格差が極めて小さいという理由で月例給の改定は行なわず、ボーナス（期末手当）の0.15月分を引き下げる内容となっています。2年連続のボーナス引き下げにより、国家公務員行政職（一）職員の年間支給額は平均6万2千円が減額します。今回は再任用職員も対象となります。そのほか2021年6月に「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が成立し、2023年4月から段階的に定年年齢が引き上げられることに関連して、人事評価制度の改善が検討されています。また、給与勧告にあわせて公務員人事管理に関する報告では、人材の確保及び育成、育児等と仕事の両立のために育児休業の取得回数制限の緩和と不妊治療休暇の新設、長時間労働の是正、テレワーク（在宅勤務）の作業環境の整備や健康状態の把握等の諸問題の対応策が示されました。さらに、非常勤職員の子育てと仕事の両立支援措置として出産・育児等休暇が新設・改善されます。

法人化後も人事院勧告が熊本大学の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介します。組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2021年人事院勧告特集号）をお届けします。

労働条件を改善するためには組合員の力が何よりも必要です。現在、組合に加入されていない皆様も、この機会にぜひ組合に加入していただき、熊大の労働環境の改善を、使用者に求めていきましょう。加入等のお問い合わせについては、本ニュース末尾に記載されている事務所に、電話かメールでご連絡ください。

### 2021年人事院給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）

#### 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### <月例給>

民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

##### <ボーナス>

民間の支給割合 4.32月 〔公務の支給月数 4.45月〕

#### 給与改定の内容と考え方

##### <月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

##### <ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分 → 4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

#### （一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
2021年度	期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
2022年度 以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

法律の公布日

#### 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

<b>赤煉瓦</b>	熊本大学教職員組合	
	No. 5 2021. 8. 23	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/